

教育庁専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（各課長等共通専決事項）</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所属の職員の旅行を命令すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>（保健体育課長専決事項）</p> <p>第10条 略</p> <p>（文化財課長専決事項）</p> <p><u>第11条 文化財課長は、次に掲げるものを専決することができる。</u></p> <p><u>(1) 文化財に関する指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(2) 銃砲刀剣類の登録等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 指定文化財の管理及び修理についての指揮監督等に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(4) 指定文化財の現状変更等の許可に関すること。</u></p> <p><u>(5) 指定文化財の公開の許可等に関すること。</u></p> <p><u>(6) 埋蔵文化財の調査のための発掘に係る届出等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 埋蔵文化財の調査以外の目的による埋蔵文化財包蔵地の発</u></p>	<p>（各課長等共通専決事項）</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所属の職員の旅行又は時間外勤務を命令すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>（保健体育課長専決事項）</p> <p>第10条 略</p>

掘に係る届出及び通知に関すること。

(8) 埋蔵物として提出された物件の文化財としての認定に関すること。

(9) 文化財の調査等に関すること。

(10) 佐賀県文化財保護審議会に関する事務を処理すること。

(11) 佐賀県文化財保護指導委員事務の実施に関すること。

第12条 ~ 第22条 略

第11条 ~ 第21条 略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。